

新型コロナウイルス 関連情報

発熱症状がある方へ

オンライン診療センターをご利用ください

県では、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行による発熱外来のひっ迫を回避するため「千葉県オンライン診療センター」を設置しています。

対象者(詳しくはホームページをご覧ください)

- 自己検査の結果が陰性で、中学生から64歳以下の重症化リスクの低い方
- 自己検査の結果が陽性で、重症化リスク因子となる疾病などを有する方、65歳以上の方、妊娠中の方(受診できる医療機関がない場合)

スマートフォンなどで受診できますので、受診を希望する対象者の方は、二次元コードから申し込みをお願いします。

千葉県 オンライン診療 検索

問い合わせ 県オンライン診療センター専用コールセンター

☎0120-872-366(土・日曜日、祝日含む9時～18時)



●新型コロナの自己検査の結果が陽性で、上記の対象者に該当しない方は「千葉県陽性者登録センター」で登録をお願いします。

問い合わせ 県陽性者登録(自己検査者窓口)専用コールセンター

☎0120-829-125(土・日曜日、祝日含む9時～18時)

千葉県陽性者登録センター 検索



ワクチン接種 重症化予防のため、若い方も検討をお願いします

県集団接種会場でも接種を実施しています(予約なし可)

日時(2月中) 毎週火・土曜日：9時30分～16時30分
(12時～14時を除く)

毎週金曜日：13時～20時(15時～17時を除く)(夜間受付)

場所 モリシア津田沼オフィス棟6階(JR津田沼駅南口から徒歩2分)

問い合わせ ☎0120-540-197

千葉県 県 วัคซีน 検索



皆さんの声を県政に 一第63回県政に関する世論調査の結果がまとまりました

県では、県政推進の基礎資料とするため、世論調査を実施しています。調査結果は、県民の皆さんからいただいた貴重なご意見として今後の県政に役立てていきます。

調査対象など

県内在住の18歳以上の個人3000人を無作為に抽出し郵送。回答は郵送またはオンラインで実施。有効回収率は53.0%(回答者1591人)

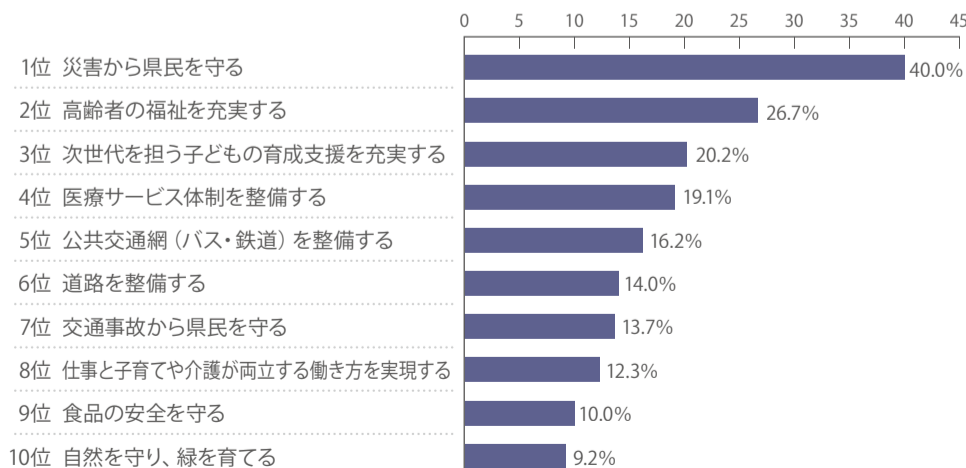
調査項目

県政への要望、環境と生活、健康、福祉、観光、県の農林水産物、防災に関する取組、公金のキャッシュレス化、生涯学習、SDGs等、県の魅力、広報

主な調査結果

県民のニーズの優先度を調査する「県政への要望」について、1位が「災害から県民を守る」、2位が「高齢者の福祉を充実する」となり、平成23年度から12年連続で同じ順位でした。「次世代を担う子どもの育成支援を充実する」(前回4位)は初めて3位となり、昨年度まで10年連続で3位の「医療サービス体制を整備する」が4位となりました。

県政への要望(複数回答)



※調査結果は、ホームページに掲載している他、県庁本庁舎2階の県政情報コーナーや県各地域振興事務所、公立図書館でご覧になれます。

問い合わせ 県報道広報課 ☎043-223-2469

千葉県世論調査 検索



3月27日(月)から パスポートの手続きが変わります

旅券法令の改正によりパスポートの申請手続きが3月27日(月)から変更になります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

●査証欄(ビザページ)の増補が廃止されます

査証欄の余白がなくなった場合は、①元のパスポートと有効期間満了日が同じパスポートか、②新たなパスポートのどちらかを申請していただくことになります。

●戸籍確認書類は戸籍謄本となります

戸籍の確認が必要な方は、これまで戸籍謄本か戸籍抄本の提出が必要でしたが、戸籍抄本による申請はできなくなり、戸籍謄本のみでの取り扱いとなります。

●パスポートを受領せず失効させると次回の手数料が変わります

6カ月以内に受け取らなかったパスポートは失効してしまいますが、失効後5年以内に再度パスポートを申請する場合、手数料が通常より高くなりますので、ご注意ください。(3月27日以降に申請し失効した場合に適用)

●県の旅券事務所では、インターネットでもパスポートの申請ができますようになります(市町村での導入状況は県のホームページでお知らせします)

県の旅券事務所では、マイナンバーカードとマイナポータルを使って、スマートフォン・パソコンからパスポートの申請ができるようになります。そのため、申請時に窓口へ出向く必要がなくなります。(パスポートの受け取りの際は、県の旅券事務所の窓口までお越しいただけます。)

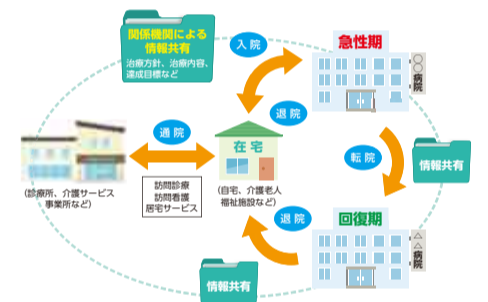
問い合わせ 県国際課 ☎043-223-2254 千葉県 パスポート 検索

「医療のかかり方」を考えてみませんか

私たちの身近にある診療所や病院は、効率的で質の高い医療を提供できるよう、役割を分担して連携しています。限りある医療資源が効果的に活用されるよう「医療のかかり方」を考えてみませんか。

医療機関の役割に応じた受診をお願いします

医療機関は、施設の規模や専門性などに応じて役割分担して治療を進めており、例えば、発症後間もない時期(急性期)と、症状が安定してきている時期(回復期)では、提供される医療が異なります。各医療機関が、役割に応じた体制で治療に当たっていることにご理解、ご協力をお願いします。



かかりつけ医を持ちましょう

日常的に頻度の高い病気や、緊急の病気でない場合、まずはかかりつけ医など身近な診療所を受診しましょう。かかりつけ医を持ち、日頃から自分の健康状態を把握してもらうことで、病気の早期発見や、重症化を防ぐことにもつながります。

身近な医療機関を探すには [ちば医療ナビ](#) 検索



平日・日中の受診を心掛けましょう

休日や夜間の「時間外診療」は、通常、急な病気や大けがなど、緊急性の高い患者のために設置されています。平日の日中とは診療体制が異なり、検査なども十分にできないことがあります。急な症状でない場合は、休日や夜間を避け、診療時間内に「かかりつけ医」を受診しましょう。

問い合わせ 県健康福祉政策課 ☎043-223-2457

6月28日施行 「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」が改正されました

飲酒運転による事故が後を絶たない状況を踏まえ、さらなる対策強化を行います。「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない!」という意識を持って、飲酒運転を根絶しましょう。

改正の主な内容

- 通勤中に飲酒運転で検挙された場合、通勤先の事業者には違反の事実を通知
 - ▶通知を受けた事業者は再発防止のための教育・指導などの実施が義務化
- 飲酒運転の違反者に酒類を提供した飲食店営業者に違反の事実を通知
 - ▶通知を受けた飲食店営業者は飲酒運転防止の取り組みが義務化
 - ▶飲酒運転防止措置を講じない飲食店営業者に対する罰則などを制定
- 県民総ぐるみで飲酒運転根絶に向けた取り組みを推進していくため、「飲酒運転根絶計画」を策定

詳しくは、ホームページをご覧ください。 [千葉 根絶条例](#) 検索

問い合わせ 県くらし安全推進課 ☎043-223-2263